

枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱

平成 25 年 6 月 21 日制定
枚方市要綱 第 66 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号。以下「条例」という。）第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、公共工事等（売払い等を含む。以下同じ。）からの暴力団の排除のために本市が講ずる措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事等 条例第 2 条第 5 号に規定する公共工事等をいう。
- (2) 売払い等 条例第 2 条第 6 号に規定する売払い等をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団密接関係者 条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (6) 役員等 枚方市暴力団排除条例施行規則（平成25年枚方市規則第11号。以下「規則」という。）第 3 条第 5 号イからニまでに掲げる者（イに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）をいう。
- (7) 入札参加資格 本市が発注する公共工事等に関する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項の規定に基づき定める一般競争入札の参加資格及び同令第167条の11第 2 項の規定に基づき定める指名競争入札の参加資格をいう。
- (8) 公共工事等暴力団排除対策委員会 枚方市庁内委員会規程（平成20年枚方市訓令第10号）別表その 1 の表に規定する公共工事等暴力団排除対策委員会をいう。
- (9) 契約相手方 条例第 7 条に規定する契約相手方をいう。
- (10) 下請負人等 条例第 7 条に規定する下請負人等をいう。

(入札等除外措置等)

第 3 条 市長は、入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、公共工事等暴力団排除対策委員会の審議を経た上で、同表に定める期間、当該入札参加資格者を公共工事等から排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。

2 前項の規定は、登録取下げ者（入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から 1 年を経過しない者をいう。以下同じ。）についても適用する。この場合において、登録取下げ者に係る別表の規定の適用については、同表中「入札参加資格者」とあるのは、「登録取下げ者」とする。

3 市長は、入札等除外措置を行った入札参加資格者及び登録取下げ者（以下「入札等除外者」と

いう。)について、当該措置に係る別表に定める期間が経過し、かつ、当該入札等除外者から入札等除外措置の解除の申出があり、同表のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、公共工事等暴力団排除対策委員会の審議を経た上で、当該入札等除外措置を解除するものとする。

4 前項の場合において、市長は、別表のいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることがある。

5 市長は、入札等除外措置を行ったときは、当該措置に係る別表に定める期間、当該措置を受けた者の商号又は名称、所在地、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(注意喚起)

第4条 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、公共工事等暴力団排除対策委員会の審議を経た上で、入札参加資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

(入札参加資格申請における排除)

第5条 市長は、入札参加資格の申請をする者が次の各号に掲げる者であるときは、当該申請者を入札参加資格者としないものとする。

(1) 入札等除外者

(2) 所轄の警察署又は大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る者

(3) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認める者

(一般競争入札からの排除等)

第6条 市長は、公共工事等の一般競争入札を行うに当たり、入札等除外者の入札参加資格を認めないものとする。

2 市長は、入札参加資格を認めた者が公共工事等の一般競争入札に係る契約の締結までの間に入札等除外措置を受けたときは、当該入札の参加資格を取り消し、又は当該契約の締結を行わないものとする。

3 市長は、前項の規定により当該入札の参加資格を取り消したとき又は当該契約の締結を行わないときは、当該入札等除外者に通知するものとする。

4 前3項の規定は、競り売りをを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第7条 市長は、公共工事等の指名競争入札を行うに当たり、入札等除外者を指名しないものとする。

2 市長は、指名した者が公共工事等の指名競争入札に係る契約の締結までの間に入札等除外措置を受けたときは、当該指名を取り消し、又は当該契約の締結を行わないものとする。

3 市長は、前項の規定により当該指名を取り消したとき又は当該契約の締結を行わないときは、当該入札等除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第8条 市長は、第5条各号に掲げる者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、当該契

約の性質又は目的によりその者を随意契約の相手方とする必要がある場合は、この限りでない。

(下請負等の禁止等)

第9条 市長は、契約相手方が第5条各号に掲げる者を下請人等とすることを認めないものとする。

2 市長は、契約相手方が第5条各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、契約相手方に対し、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

(入札参加資格の取消し)

第10条 市長は、入札等除外措置を行った入札参加資格者について、当該措置を行った日から3年を経過してもなお当該措置を継続しているときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

(共同企業体への適用)

第11条 前8条の規定は、入札等除外者を構成員とする共同企業体についても適用する。

(契約の解除)

第12条 市長は、条例第8条第1項第6号又は第7号の規定に基づく契約の解除等ができるよう、公共工事等の契約の締結に当たって契約書に暴力団の排除に関する条項を盛り込むとともに、契約相手方に対し、下請負人等との契約の締結に当たって契約書に暴力団の排除に関する条項を盛り込むよう指導するものとする。

(誓約書の徴収等)

第13条 市長は、契約相手方に対し、条例第8条第2項の規定により、当該契約相手方及びその下請人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書をそれぞれから徴収し、市長に提出するよう求めるものとする。

2 市長は、入札参加資格の申請をする者に対し、当該申請者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を市長に提出するよう求めるものとする。

3 市長は、第1項に規定する誓約書を提出した契約相手方又はその下請人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき(入札等除外措置を行う場合を除く。)は、公共工事等暴力団排除対策委員会の審議を経た上で、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該誓約書違反者の商号又は名称、所在地、違反内容その他必要な事項を公表するものとする。

(1) 暴力団員又は役員等のうちに暴力団員のある事業者に該当すると認められる場合 当該認定をした日から2年

(2) 規則第3条第1号から第6号までに掲げる者(前号に規定する事業者を除く。)に該当すると認められる場合 当該認定をした日から1年

4 市長は、契約相手方が第1項に規定する誓約書を提出しなかったときは、当該契約相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。

5 市長は、第1項に規定する誓約書を提出しなかった契約相手方に対し、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づき入札参加停止等の措置を行うものとする。

6 市長は、第2項に規定する申請者が同項に規定する誓約書を提出しなかったときは、当該申請

者を入札参加資格者としないものとする。

(出資団体等への協力要請)

第14条 市長は、入札等除外措置等を行ったときは、本市が出資する団体、本市が指定する指定管理者その他別に定める団体に対し、同様の措置を行うよう求めるものとする。

(不当介入に対する措置)

第15条 市長は、契約相手方が公共工事等に係る契約の履行に当たって不当介入（条例第9条第1項に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、当該契約相手方に対し、報告を求めるとともに、警察への届出を行うよう指導するものとする。

2 市長は、下請負人等が契約の履行に当たって不当介入を受けたときは、契約相手方に対し、当該下請負人等に前項と同様の措置を行うよう指導することを求めるものとする。

3 市長は、前2項に規定する報告、届出又は指導が適切に行われたと認める場合において、当該契約について履行遅滞等が発生するおそれがあると認めるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講ずるものとする。

(関係機関との連携)

第16条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察その他関係機関と密接に連携するものとする。

(入札等除外措置等の通知)

第17条 市長は、入札等除外措置等を行うことを決定したときは、遅滞なく、当該措置等の対象者に通知するものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、制定の日から施行する。

2 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年枚方市要綱第38号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行前に旧要綱の規定によりなされた措置その他の行為は、この要綱の規定によりなされた措置その他の行為とみなす。

別表（第3条関係）

項	措 置 要 件	期 間
1	個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等が暴力団員であると認められるとき。	当該事実を認定した日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2	入札参加資格者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。	当該事実を認定した日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
3	入札参加資格者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対し、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
4	入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	
5	入札参加資格者及びその役員等が、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、1の項から4の項までの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	